

令和6年3月18日付【水道産業新聞】

＜下水道施設の早期復旧へ＞

岩手県 県と県内32市町村が水コン協と協定

下水道施設の早期復旧へ

岩手県 県と県内32市町村が水コン協と協定

岩手県と県内の32市町村は下水道施設が被災した際に早期復旧へつなげるため、7日、全国上下水道コンサルタント協会東北支部（支部長＝高橋郁・三協技術代表取締役）と災害発生時における下水道施設等の復旧支援に関する協定を締結した。地震などの自然災害の発生により県および市町村の所管する下水道施設

等が被災した場合の復旧支援にかかる業務について、水コン協東北支部に要請することができるもの。宮古市では、下水道を含めた同様の協定をすでに個別に締結しているため、今回は対象とならない。

要請する業務の内容は、下水道施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設の処理場・ポンプ場・管路施設にかかる災害復旧支援業務を対象とし、内容は▽被災状況の調査▽応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施▽災害査定資料の作成▽その他特に必要な業務となる。県が窓口となる一括協定のため、協会と被災自治体間での調整が容易となり、早期に支援体制の構築が図られる。また、災害発生時に

締 結 式



協定書を手にする加藤部長(左)と高橋支部長

復旧要請することで速やかな調査・測量・設計お

よび災害査定資料作成が可能となり、災害査定

円滑な実施による被災施設の早期復旧が期待できる。

締結式で、加藤智博・岩手県県土整備部長は「協定により、県および県内関係市町村の災害復旧業務にかかる調査や測量設計、災害査定資料の作成等の実施体制が強化されたことは大変心強い。県としては、この協定を『県民の生命と財産を守り、災害に強い岩手県』をつくる一助として、災害発生時の対応力のさらなる向上に取り組んでいく」と述べた。